

4 法曹有資格者の自治体職員との懇談会

(1) 出席者

ア 法曹有資格者の自治体職員との懇談会の講師は以下のとおりです。

- ① 永榮 久仁子 会員（新63期・富田林市総務部債権管理課 短時間勤務職員、リードリーフ法律事務所）
- ② 福岡 智彦 会員（新63期・元堺市総務局行政部 法制文書課主査、田上法律事務所）
- ③ 柳澤 宏和 氏（兵庫県弁護士会会員）（66期・明石市総務局総務管理室 コンプライアンス・訟務担当課長）

イ 当日は司法修習生2人、法科大学院生4人、若手会員1人、当委員会関係者7人、弁政連大阪支部関係者1人が出席しました。

(2) 懇談内容

自治体職員から事前質問に対する回答を送付していただいた上で、回答をまとめた資料を当日の懇談会の出席者に配付しました。

当日は、自治体職員から差し支えない範囲で、以下の①ないし⑧の項目について説明していただきました。

- ①就職活動 応募のきっかけ、採用倍率、面接官のポスト、採用面接における特殊な質問等について回答していただきました。
- ②勤務時間等 おおよその出勤及び退勤の時間、お昼休みの時間、残業時間、土日祝日の勤務の有無、産前産後休暇等の取得の見込み、年次有給休暇の取得状況等について回答していただきました。お昼休みが45分しかない方については、大変そうでした。
- ③雇用形態等 雇用形態のほか、予定されている任期、転勤の可能性（3人とも転勤の可能

性はないとのことでした。）、現在の所属部署の人数等について回答していただきました。

- ④業務内容等 これまでに担当した業務、周辺業務の内容、外部の弁護士との関係等について回答していただきました。
- ⑤弁護士会との関係 公益活動義務、研修履修義務、レターケース配布物の受領方法等について回答していただきました。
- ⑥弁護士会費等の取扱い 自治体が弁護士会費を負担してくれているケースはありませんでした。
- ⑦待遇 昇給の可能性、各種手当の有無、法律事務所勤務する場合と比較した、待遇面のメリット・デメリット等について回答していただきました。待遇面のメリットとしては、(a)収入の安定、(b)有給休暇の取得、(c)ワークライフバランスへの配慮等があげられていました。待遇面のデメリットとしては、(a)個人事件の受任不可、(b)弁護士会費の自己負担、(c)臨時収入の乏しさ、(d)昼休みの短さ等があげられていました。ただし、任期付短時間勤務職員の場合、従前の弁護士業務を継続できるため、(a)及び(c)のデメリットは該当しないとのことでした。
- ⑧その他関連事項 自治体職員を考えている司法修習生及び若手弁護士に対するアドバイス等を回答していただきました。

